6 旧計画における主な課題

本資料は、環境審議会において審議され、中間答申(2004年7月21日)に添付されたものより抜粋したものです。

(1) 地球環境保全のための課題と施策

①地球温暖化の防止

- ○本市における二酸化炭素排出量の実情を把握し、広く市民等に情報提供していくことが重要である。
- ○市民1人当たりの二酸化炭素排出量は、家庭用エネルギー消費量や乗用自動車保有台数等の伸びから1997年以降も増加傾向にあるものと推測され、民生家庭部門における灯油等の冬期エネルギー消費量や自動車用燃料消費量の削減が必要である。
- ○環境確保条例に基づき、環境への負荷が大きい一定規模以上の事業者に対し、二酸化炭素排出量削減を必須とする自主的 な取り組みに係る計画の策定等を義務づけており、その策定及び適切な運用管理が求められる。
- ○地球温暖化は、日常生活や事業活動そのものと深く関わっているため、地域社会を構成する市民1人ひとりが地球温暖化を身近な問題として十分理解するとともに、その解決に向け、身近なところから可能な限りの行動を起こしていく必要がある。

②森林資源の保全と育成

- ○熱帯林減少の要因の一つは熱帯材の利用であり、市の実施する公共工事においてもコンクリート型枠材として熱帯材を使用してきたことから、代替型枠工法の実施などにより熱帯材の使用抑制に努める必要がある。
- ○森林は大気中の二酸化炭素を吸収・固定化する機能を持っており、地球温暖化を防止する上で重要な役割を担っているにも関わらず、近年の市内森林における造林・保育施業はそのほとんどが除間伐であり、除間伐実施面積も減少傾向にあることから、森林の多面的な機能を発揮させるよう地域の森林の保全と育成に積極的に取り組む必要がある。

③酸性雨 (雪) の防止

○酸性雨については、日本各地における測定結果と同程度であるpH4.5~5.5の酸性雨を記録しているものの大きな問題とはなっていないが、土壌等に対象を広げての測定調査を継続的に実施していくとともに、酸性雨の原因となる工場・事業場や自動車などを発生源とする硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量の削減など大気汚染対策を進めていく必要がある。

④オゾン層の保護

- ○市内のフロン濃度が上昇しており、監視測定の継続、必要な対策の実施、市民への情報提供などが必要である。
- ○オゾン層破壊の原因物質である特定フロン等はその製造が規制されており、すべてのフロン使用機器からのフロン回収が 行われることになっているが、回収費用はフロン使用機器のメーカーや販売店だけでなく、使用者の費用負担も不可欠で あることから、オゾン層保護の重要性についてより一層の普及啓発を行っていく必要がある。

(2) 環境保全・創造のための都市づくり施策

①エネルギーを有効に利用する都市の実現

- ○コンパクトな都市構造の形成に向け、土地利用計画など都市基盤整備等が推進されていない。また、コンパクトな都市構造については、持続可能性との関連で都市づくりにおける重要性が高まってきているが、現行計画では、具体性に欠けるなどが課題となり、環境面からの分かりやすく具体的な説明や方向性の提示などが必要である。
- ○環境負荷の少ないエネルギーの導入促進や利用効率を高めていくため、新たなエネルギーシステムの導入など都市づくりにおける取り組みの推進が不可欠である。
- ○エネルギー消費量は、市民1人当たりの二酸化炭素排出量同様に増加傾向にあるものと推測され、二酸化炭素排出量以上に民生部門の占める割合が高いことから、灯油等の冬期エネルギー消費量をはじめとした民生家庭部門エネルギー消費量の削減が必要である。
- ○ごみ焼却熱などの未利用エネルギーの有効利用、太陽光発電などの自然エネルギーの利用が推進されてきている。その利用は公共分野が中心となっていることから、一層の推進に努めるとともに、経済的支援制度の整備などにより市民、事業者等への普及促進を図る必要がある。

②環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現

- ○低公害車等が増加、ディーゼル車率が低下しているにも関わらず、自動車交通量の増加等に伴い都心部や幹線道路沿道に おける大気汚染や交通騒音問題が生じている。
- ○パークアンドライド駐車場の整備等、公共交通機関の利用促進施策を推進しているものの、公共交通機関利用数は減少傾向にあり、市民意識調査における環境負荷低減のための取り組みのうち「公共交通機関利用促進と自家用車の適切利用」の実施率も低い傾向にあることから、公共交通機関の機能性・利便性が発揮されるようなより一層の環境整備等を推進するとともに、利用者側のライフスタイルの転換をより一層促す必要がある。

③廃棄物の少ない都市の実現

- ○循環型社会形成推進基本法の施行により循環型社会の形成に向けた取り組みや環境への負荷の少ない環境低負荷型循環社会(都市)の実現を目標とした一般廃棄物処理基本計画のより一層の推進が必要である。
- ○廃棄ごみ量は減少傾向にあったが、家庭ごみ排出量は減少傾向に歯止めがかかり、事業系ごみ排出量は増加傾向に転じるなど、「2014年度における廃棄ごみ量の1998年度比15%以上の減量」の目標達成に向けて厳しい状況となっており、市民意識調査における環境負荷低減のための取り組みのうち「ごみの減量・リサイクル」も横ばいで推移していることから、更なるごみ発生抑制・排出抑制等の推進が必要である。
- ○街路樹剪定枝など植物廃材の処理及びリサイクルの推進が必要である。
- ○ごみの焼却処理に伴うダイオキシンなどの有害化学物質の発生を抑制するために、清掃工場における燃焼管理の徹底などを引き続き推進するとともに測定結果について市民等へ提供していく必要がある。
- ○産業廃棄物の発生抑制のためには、排出事業者、処理事業者、行政等がそれぞれの責任分野において処理対策を推進する必要がある。

○近年増加している不法投棄や廃棄物の不適正処理が問題となっている。

④良好な水環境を保全する都市の推進

- ○健康項目はすべての地点で環境基準を達成しているものの、生活環境項目のうちBOD(生物化学的酸素要求量)について は環境基準を超過している地点があり、工場・事業場等に対する規制対策等を推進するとともに、下水処理場の高度処理 を推進する必要がある。
- ○不透水面積の増加は、地下水のかん養を損なうだけでなく、汚濁物質等を含む塵などを降雨時に公共用水域に直接流出させることにつながるため、森林や緑地等のかん養域を保全するとともに、雨水浸透施設の設置等を推進する必要がある。
- ○札幌市水環境計画の推進を図るため、市民・事業者・活動団体等の協働による取り組みの推進とそれを支える推進体制の 整備が急務である。
- ○人間活動による負荷を少なくし、水環境の維持・回復を図ることが重点的な課題である。

⑤豊かな自然環境に包まれた都市の実現

- ○市内は市域の約6割を森林が占めており、特に南西部の森林は天然林の比率が高いなど、動植物が豊富な地域となっているが、豊かな自然環境とのふれあいを求める声が高まっていることから、自然とのふれあいの場の整備等のより一層の推進が必要である。
- ○都市化の進展などにより市街地に接する森林が減少するおそれがあるため、法・条例に基づく地域指定などにより、身近な自然の保全と活用を図る必要がある。

⑥うるおいと安らぎのある都市の実現

- ○各種法・条例等に基づく地区指定、公園緑地の整備、道路緑化等により市民1人当たりの公園緑地面積は全国的に高い水 準にあるものの、市街化区域の緑被率は約24%と少ない状況にあることから、市街地の緑の回復を図るとともに市街地と 森林地域のつながりに配慮した緑のネットワーク形成が課題となっている。
- ○緑の量的な確保とともに質に着目した取り組みが求められており、その対応が十分ではない。
- ○貴重な水と緑の空間としての河川の役割が高まっていることから、河川改修においては親水性や生物の生育環境に配慮し 自然景観を保全または創出する「多自然型川づくり」と市民参加による川づくりのより一層の推進が必要である。
- ○市民・企業とともに街の緑化を進めることにより、うるおいのある街並みをつくりあげていくことが重点的な課題である。 (民有地緑化など市民・企業などの自発的な緑化活動の促進が必要である。)
- ○水辺の保全やせせらぎの回復を通じて、みどりゆたかな水辺環境の創出が重点的な課題である。

⑦健康で安心して生活できる都市の推進

- ○光化学オキシダント以外の一般大気環境は比較的良好に推移しているものの、二酸化窒素については環境基準に近い濃度で推移していることから、その原因となる自動車や群小発生源である暖房器具等の使用に伴い発生する窒素酸化物の削減が課題となっている。
- ○大都市で問題となっているヒートアイランド現象など熱汚染について検討する必要がある。
- ○近年、顕著な地盤沈下は見られないものの地下水位は依然として低下傾向にあることから、水準測量調査等を継続すると ともに、揚水施設を設置する事業所等における揚水量を把握し、節水を促進していく必要がある。
- ○土壌は地下水のかん養、多様な生態系の維持などにも不可欠であり、いったん汚染されると長期間にわたって汚染が蓄積 され回復が難しいことから、水と一体的に保全することが必要である。
- ○公害苦情件数の増加の原因を的確に把握し、実情に即した対策の推進が必要である。
- ○産業分野等においては多種多様な化学物質が使用されており、先端科学産業などの科学技術の発展に伴い、これまで使用されていなかった有害物質や未規制物質が使用される可能性が高まることから、様々な物質の濃度等を的確にモニタリングするとともに、環境への排出を抑制し環境汚染の未然防止に努めることが必要である。
- ○環境確保条例に基づき、特に環境への影響が懸念される66物質について、事業場における使用実態を把握するための報告 を義務づけており、その適切な運用管理が求められる。

(3) 環境保全・創造活動の推進施策

①環境教育・学習活動の推進

- ○様々な場における環境教育や環境学習を積極的に推進しており、こどもエコクラブ加入者数や市民参加型環境関連事業実施数の環境指標が良化するなど、場やプログラムは充実してきているものの、実践や行動に直結する取り組みや展開が求められており、より一層の推進が不可欠である。
- ○2003年9月に開設した札幌市環境プラザを拠点とした環境教育・学習のより一層の推進が必要である。

②市民や企業の環境保全・創造活動の推進

- ○様々な場における環境教育や環境学習等の積極的な推進により、各主体の環境保全に対する意識が高まり、環境関連団体数やISO14001認証取得事業所数が良化するなど、市民・企業の自主的な活動が促進されているが、関連情報の不足、行動を評価する仕組みが十分整っていないことなどにより、意識の高まりが具体的な行動と直結していないことが大きな課題であり、支援の充実などによる解決が急務である。
- ○「札幌市環境保全活動推進会議」による「ローカルアジェンダ21さっぽろ」のより一層の推進が必要である。
- ○2003年9月に開設した札幌市環境プラザを総合的な拠点とする環境保全活動のより一層の促進が必要である。

③環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興

- ○大学等の持つ技術を有効に活用して地元企業の技術・製品開発を支援するために、産学官による共同研究のモデル事業を 推進しているが、今後、実用化に向けたより一層の推進が必要である。
- ○市内の企業における環境ビジネスへの取り組みは、意識調査によれば現在約2割に留まっていることから、「人材の確保・ 育成」「異業種他社との連携」「行政・公的機関との連携」につながる産学官による連携等を推進するとともに、「税制面

での優遇措置 | 「補助制度の充実 | 「情報の提供 | などの支援の充実と推進が必要である。

④地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成

○地球環境問題の解決等に向けて、北方圏諸都市との連携、近隣諸国等との協力を推進しているものの、JICA研修実施に係る国際協力事業の実施のみならず、国際的な取り組みへの貢献、北方圏諸都市との連携強化、本市の公害対策技術の活用、国際プロジェクト参加、環境をテーマとする姉妹都市交流など自治体レベルで可能な取り組みを一層推進する必要がある。

(4)計画の推進に向けて

①推進体制の主な課題

◆市民・企業・行政の協働による計画推進体制

- ○環境基本計画の推進においては、市民・企業・行政の参加と協働による推進体制を構築することとしているが、事業者、環境保全活動団体、公募された市民等で構成される「札幌市環境保全協議会」、「ローカルアジェンダ21さっぽろ」の推進体制である「札幌市環境保全活動推進会議」、庁内の環境保全施策を総合的に推進する横断的組織としての「札幌市環境保全会議」があるものの、市民・企業・行政の各主体の連携による推進体制としての機能が十分に発揮されていない。
- ○現在、個々に設置されている上記会議など含め、市民・企業・行政が実際に行動を起こしていけるような計画推進体制の整備が急務である。
- ○市民・企業・行政の協働による推進体制の充実強化を図るため、市民等の参画の具体的な方法などについて明確にする必要がある。

◆環境NPOの支援

○環境基本計画の推進を図っていく上で、環境保全と創造に取り組む環境NPOの活動を積極的に支援・育成することが重要な課題の一つとして明記されており、NPOなどの市民公益活動の育成・支援等を推進しているが、計画推進段階における環境NPOとの連携は不十分である。

◆総合的な環境行政システムの整備

○環境基本計画の推進においては、環境マネジメントの考え方に基づき計画の進行状況を点検・評価する仕組みを構築する 必要があるが、その毎年の運用が適切に実施されるような状態を担保する必要がある。そのため、ISO14001や事業評価シ ステムとの連携、実施要領・要綱等の作成などについて検討を行う必要がある。

②進行管理の主な課題

◆計画の進行状況の評価

- ○これまでの進行管理では、施策・事業の実施状況についての把握に留まっており、それを踏まえた評価や施策・事業内容の見直し(Check→Action)までは行われていないという課題がある。このため、施策・事業の見直しにつながる点検・評価の導入や施策・事業の実施が基本目標等の達成にどの程度寄与しているかといった評価の導入についても検討する必要がある。
- ○従来の点検・評価手法は、環境という視点からの評価軸、評価ツールがなかったため、他部局の取り組み状況を整理する だけの受動的なものであるとともに、他部局に対し環境側面の取り組みを促すような能動的な点検も行えなかった。この ことから受動的な点検・評価から能動的な点検・評価へと転換する必要がある。
- ○現在、本市では、現行計画の推進と同時に、環境マネジメントシステムや事業評価システムが導入・運用されている。これらとの関連の整理や連携について考慮する必要がある。
- ○現行計画では、11の定量目標項目を設定しているが、定量目標項目の多くは環境基準等、法的な根拠のある項目や他計画で掲げられた項目をそのまま用いているため、現行計画の対象とする環境保全の分野を網羅していない。このことから新たな定量目標や環境指標等を設定することにより、これまで対象となっていなかった分野をカバーする必要がある。
- ○定量目標の達成状況や、施策・事業の実施状況だけでは、札幌がめざす環境都市像の達成に向けてどの程度進んでいるかの評価は難しい。このため環境都市像等、より上位レベルでの環境指標あるいは定量目標の設定が必要である。
- ○計画の点検・評価は、主観的評価、客観的評価、外部評価に分けることができる。主観的評価は環境マネジメントシステムの導入や施策・事業の点検・評価に環境面からの評価を加えること等により実施可能であり、客観的評価は定量目標の達成状況や環境指標の進捗状況の把握により実現可能である。最も導入が難しいと考えられる外部評価について、札幌市環境モニターを用いての計画の点検・評価が行われていることから、環境審議会への報告や市民・企業の意見の反映などを加え、これらを発展させるかたちでの本格的な外部評価の導入が必要である。

◆環境情報システムの整備

- ○ホームページの改修、環境情報システムの変更等による環境情報の発信機能の拡充だけでなく、市民・企業等から情報受信を含む受発信機能トータルの拡充が必要である。
- ○環境プラザを中心とし環境関連施設の情報ネットワークの連携を強化する必要がある。

◆環境影響評価(環境アセスメント)の制度化

○環境影響評価制度については、すでに整備済みであることから、「戦略的アセスメント」など新たな方向性について検討する必要がある。

◆環境保全・創造活動を評価する環境指標の設定

○現行計画では、11の定量目標項目を設定しているが、定量目標項目の多くは環境基準等、法的根拠のある項目や他計画で 掲げられた項目をそのまま用いているため、環境基本計画の対象とするすべての分野を網羅的にカバーできていないこと から、計画の進捗状況等を分かりやすく把握するため、2001~2002年度において策定した環境指標の設定とこれを活用し た点検・評価の実施が不可欠である。また、実施結果による点検・評価手法等の継続的改善も必要である。

7 札幌市環境基本条例

(平成7年12月13日条例第45号) 改正 平成11年10月条例第39号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策 (第7条-第26条)

第3章 地球環境保全の推進のための施策 (第27条・第28条)

第4章 環境審議会及び環境保全協議会 (第29条・第30条)

附則

札幌は、我が国有数の大都市であるが、幸いにして、南 西部に広がる森林地帯に代表されるように極めて豊かな自 然に恵まれている。夏季のさわやかさ、冬季の雪と厳しい 寒さを特徴とした札幌の気象は、鮮明な四季の移り変わり がみられ、私たちにすばらしい季節感を与えてくれる。

札幌は、北方圏の拠点都市として高度な機能を備えた都市づくりが進められてきた。その結果、私たちの生活は飛躍的に便利なものとなった。

しかし、都市化に伴う人口の集中や産業の集積などによって、資源やエネルギーが大量に消費され、私たちの身近な環境に様々な影響が及ぶこととなり、更には私たちの生存の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

人間は、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになった。私たちは、地球環境の保全の観点から生活のあり方を見直さなければならないという人類共通の課題に直面している。

恵まれた身近な環境、更にはかけがえのない地球環境を 保全し、これを良好な状態で将来の世代に引き継ぐことは、 私たちの願いであり、また、使命でもある。

私たちは、地球環境の中で生きるものの一員としての自 覚を持ち、創意と工夫をこらし、国の内外の多様な歴史と 文化を有する人々とも互いに協力し合い学び合って、環境 の保全に努めていかなければならない。

このような認識の下、札幌市に集うすべての人々の参加 により、良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全 に貢献していくために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動に よる地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋

- の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題と してとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において 積極的に推進されなければならない。
- 4 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

(市の青務)

- 第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施 策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び 実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければな らない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギー の消費等による環境への負荷を低減するように努めなけ ればならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら 積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関 する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第3 条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本 として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総 合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を 良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域 の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (4) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用を図ること。
- (5) 環境に配慮した生活文化の形成を図ること。
- (6) エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用 並びに廃棄物の減量を促進すること。
- (7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要 事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民 及び事業者の意見を反映することができるように必要な 措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あら かじめ札幌市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、 これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(札幌市環境白書)

第9条 市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするため、札幌市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正 な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な 規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全を図るため必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるように 努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その

他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める 措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

- 第13条 市は、廃棄物及び下水の処理施設、環境への負荷 の低減に資する交通施設及び地域冷暖房施設その他の環 境の保全に資する施設の整備を図るため、必要な措置を 講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の 自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推 進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギーの有効利用等の促進)

- 第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び 事業者によるエネルギーの有効利用、資源の段階的及び 循環的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要 な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用 の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるも のとする。

(市民及び事業者の参加の機会の確保)

- 第16条 市は、環境の保全に関する施策を推進するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように 努めるものとする。
- 2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

- 第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。
- 2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育 及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずる ように努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第18条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取り組みの支援)

第19条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図る ための事業者の環境管理に関する取り組みが促進される ように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第20条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への 負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めると ともに、環境の保全に資するために必要な情報を適切に 提供するように努めるものとする。

(調査研究等の実施)

第22条 市は、環境の保全に資するため、必要な調査研究 を実施するとともに、技術の開発及びその成果の普及に 努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な 監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものと する。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第24条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全のための広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

- 第25条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整 を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制 を整備するものとする。
- 2 市は、環境の保全に資するための活動を市民及び事業 者とともに推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために 必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第27条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化 の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進 するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第28条 市は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及 び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力 の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会及び環境保全協議会

(環境審議会)

- 第29条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査 審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的 事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を 述べることができる。
- 4 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者
- (4) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に 関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全協議会)

- 第30条 市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため、札幌市環境保全協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、その協議の結果を市長に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に 関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条 の規定及び次項中札幌市公害防止条例(昭和47年条例第 28号)第12条の改正規定は平成8年6月1日から、第29 条の規定、次項中札幌市公害防止条例の目次の改正規定、 同条例第16条第2項の改正規定(「札幌市公害対策審議会」 を「札幌市環境審議会」に改める部分に限る。)及び同条 例第4章の改正規定並びに附則第3項の規定は平成8年 7月1日から施行する。

2 · 3 省略

8 環境基準等

(1) 大気汚染

①環境基準

二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
1時間値の1日平均 値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値 が0.1ppm以下であること。1時間値の1日平均 値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の 8時間平均値が20ppm 以下であること。		値が10ppm以下であ り、かつ、1時間値の 8時間平均値が20ppm 値が0.10mg/m³以下で あり、かつ、1時間 値が0.20mg/m³以下で		1 時間値が0.06ppm以 下であること。
長期的評価の場合は、日平均値の年間2%除外値(1年間の測定を通じで得られた1日平均値のうち高いほうから数えて2%の範囲にある測定値(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、2日連続して日平均値が環境基準を超えた場合は環境基準は未達成となる。			長期的評価の場合は 日平均値の98%値(1 年間の1日平均値の うち低いほうから数 えて98%目の日平均 値(普通は低いほう から数えて358番目)) で評価を行う。	
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ベンゼン	ダイオキシン類
年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m³ 以下であること。	年平均値が0.15mg/m³ 以下であること。	年平均値が0.003mg/m³ 以下であること。	年平均値が0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

⁽注) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\,\mu\,\mathrm{m}$ 以下のものをいう。

②有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	年平均値が2μg/m³以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が10μg/m³以下であること。
水銀	年平均値が40ngHg/m³以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が25ngNi/m³以下であること。

(2) 水質汚濁

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム 全シアン 鉛 クロム (六価) ヒ素 総x銀 アルキル水銀	0.01 mg/ℓ以下 検出されないこと 0.01 mg/ℓ以下 0.05 mg/ℓ以下 0.01 mg/ℓ以下 0.0005 mg/ℓ以下
PCB ジクロロメタン 四塩化炭素 1.2 - ジクロロエタン 1.1 - ジクロロエチレン シス - 1.2 - ジクロロエチレン 1.1.1 - トリクロロエタン	検出されないこと 0.02 mg/l以下 0.002 mg/l以下 0.004 mg/l以下 0.02 mg/l以下 0.04 mg/l以下 1 mg/l以下

項目		基準値
項 目 1.1.2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1.3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオペンカルプ ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素	0.006 0.03 0.01 0.002 0.006 0.003 0.02 0.01 0.01	基準値 mg/ ℓ 以下
ほう素 ダイオキシン類 (水質) ダイオキシン類 (底質)	1 1 150	mg/l以下 pg-TEQ/l以下 pg-TEQ/g以下

- (注1) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については、平成11年2月22日付け環境庁告示第14号により追加された。 (注2) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。 (注3) 底質におけるダイオキシン類の環境基準は、平成14年9月1日から適用される。

②生活環境の保全に関する環境基準

	OTHER SECTION AND ASSOCIATION OF THE SECTION OF THE					
項 目 利用目的の適応性		基 準 値				
型型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5~8.5	2mg/ ℓ以下	25mg/ l 以下	7.5mg/ ℓ以下	1,000MPN/100ml以下
В	水道3級 水産2級	6.5~8.5	3mg/ℓ以下	25mg/ l 以下	5mg/ℓ以下	5,000MPN/100ml以下
D	工業用水2級 農業用水	6.0~8.5	8mg/ l 以下	100mg/ ℓ以下	2mg/ ℓ以下	-

(注) 基準値は日間平均とする。 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産1級:ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユなど貧腐水性水域の水産生物用工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

(3) 抛下水

項目		
垻 日	基準値	
全シアン 検 5 0. 5 0. 6 0. 6 0. 6 0. 7 0. 7 0. 10 0. 10 0. 10 0. 11 0. 11 0. 11 0. 0.	01 mg/l以下 食出されないこと .01 mg/l以下 .05 mg/l以下 .0005 mg/l以下 .0005 mg/l以下 放出されないこと 食出されないこと の2 mg/l以下 .002 mg/l以下 .002 mg/l以下 .004 mg/l以下 .02 mg/l以下 .04 mg/l以下	

項目	基準値
トリクロロエチレン 0.0 テトラクロロエチレン 0.0 1,3-ジクロロプロペン 0.0 チウラム 0.0	01 mg/l以下 002 mg/l以下 006 mg/l以下 003 mg/l以下 003 mg/l以下 01 mg/l以下 01 mg/l以下 01 mg/l以下

⁽注) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については、平成11年2月22日付け環境庁告示第16号により追加された。基準値は年間平均とする。 ただし、全シアンについては最高値とする。

(4) 土壌

4/ 工塚	
物質	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
と素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総 水 銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チゥラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオペンカルプ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふ っ 素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほ う 素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下 ※250pg-TEQ/g以上の場合は調査を実施する。

カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染 土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.05mg、 0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液中1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.03mg、0.03mg、0.03mg、0.0015mg、 0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

⁽注) ふっ素及びほう素については、平成13年3月28日付け環境省告示第16号により追加された。

(5)騒音

①環境基準

(等価騒音レベル (Leq)、単位:デシベル)

地域の	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分		
類型	当くはめ地域	地域の区方	昼間〈6時~22時〉	夜間〈22時~6時〉	
	第1種低層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下	
A	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	60以下	55以下	
	第1種住居地域	一般地域	55以下	45以下	
В	第2種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	65以下	60以下	
	近隣商業地域	一般地域	60以下	50以下	
С	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に 面する地域	65以下	60以下	

○幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に関わらず特例として次表のとおりとする。

'	和源人種と近り起間に延抜りる工間については、間裏に内心の)和時にしての			
	昼間	夜間		
70デシベル以下		65デシベル以下		
備考	車線以上の区間に限る。)を表し、「幹線交通を 分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定 ・2 車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2 車線を超える車線を有する道路 20メートル 2 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい」	般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4 担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区 定する。 面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる っっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)		

②航空機騒音の環境基準

地域の類型	基準値(WECPNL)	基準値
		第1種低層住居専用地域
Ι	70以下	第2種低層住居専用地域
	701X F	第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
II	75以下	類型I及び除外地域以外の地域
除外地域	-	空港敷地及び工業専用地域

⁽注) WECPNLとは、航空機1機ごとの騒音レベルと時間帯ごとに重みづけした飛行回数の両方を加味した、航空機騒音のうるささを表す数値である。なお、災害等の場合は適用されない。

③自動車交通騒音の要請限度

(等価騒音レベル (Leg)、単位:デシベル)

区域	道路区分	昼	夜	地域の区分
а 区域	1車線 2車線以上	65 70	55 65	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
b 区域	1車線 2車線以上	65 75	55 70	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
c 区域	車線を 有する	75	70	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
幹線交通を担う 道路に近接する区域		75	70	

(注) 時間の区分 昼:6時~22時 夜:22時~6時 平成12年4月1日施行

9 定量目標・環境指標一覧

(1) 定量目標一覧

定量目標項目		最新年值		基準年等		目標			
疋里	国日 保垻日	年	数值	年	数值	2006年	2010年	2017年	
3.1.1 地	球温暖化の防止								
旧計画	ることを目標とする。								
改定計画	(定計画 ○市民1人当たりの二酸化炭素の排出量を、2010年に1990年の水準よりも6%削減し、2017年までに1990年の水準よりも10%削減することを目標とします。								
市民1人当た 二酸化炭素	·	2000年	5.87tCO2/人	1990年	5.50tCO2/人	-	6%減 5.17tCO2/人	10%減 4.95tCO2/人	
3.1.4 オ	ゾン層の保護								
旧計画	○冷蔵庫については、廃棄台数ベースで100%回収処理する。								
改定計画	○2017年までに大気中フロン 濃度を、1997年より低下させることを目標とします。								
	フロン11	2003年	266.7ppt	1997年	268.3ppt	_	_	268.3ppt以下	
大気中 フロン濃度	フロン12	2003年	611.7ppt	1997年	508.3ppt	_	-	508.3ppt以下	
ノロマ仮及	フロン113	2003年	106.7ppt	1997年	126.7ppt	_	_	126.7ppt以下	
3.2.1 エ	ネルギーを有効に和	川用する都市	市の実現						
旧計画	設定なし								
改定計画	○市民1人当たりの も9.5%削減する ○2010年に太陽光 ○2017年までに、	ことを目標 発電設備の	とします。 導入量を9,300k	Wとし、20	17年までに15,5	500kWとする	ることを目標と	します。	
市民1人当た エネルギー(•	2000年	24.1 × 10 ⁶ kcal	1990年	20.4 × 10 ⁶ kcal	_	6%減 19.1 ×10 ⁶ kcal	9.5%減 18.4 ×10 ⁶ kcal	
太陽光発電	設備導入量	2003年	1,656kW	1997年	151kW	-	9,300kW	15,500kW	
雪冷熱利用	設備貯雪量	2003年	3,580トン	1997年	0トン	_	-	5,580トン	
3.2.2 環境	境低負荷型の交通網	関をもつ都1	市の実現						
旧計画	○道路に面する地境基準を達成し○当面、2005年度	維持する。					けるとともに、	騒音に係る環	
改定計画	○道路に面する地 0.05ppm以下のう ○道路に面する地 とを目標としま ○2010年に低公害 ○自動車からの二 改定までに確立	達成を目標 る 域において す。 車の普及台 酸化炭素排	とします。 、すべての測定 数を7,600台とし	E地点で騒音 、 2017年ま	を要請限度以こ でに12,000台と	下にして、5 とすることを	環境基準を達成 と目標とします	し維持するこ	
二酸化窒素	に係る環境基準	2003年	100% (5/5地点)	1997年	100% (5/5地点)		100%		
騒音に係る	要請限度	2003年	89.5% (34/38地点)	1997年	80.6% (29/36地点)		100%		
騒音に係る	環境基準	2003年	86.3% (191,210/ 221,453戸)	1997年	_	100%			
低公害車普	及台数	2003年	2,224台	1997年	128台	_	7,600台	12,000台	
自動車からの	D二酸化炭素排出量	2002年	293万tCO2	1997年	290万tCO2	削減に向けた取り組み状況を的確に把握・評価するための手法等を次期計画 改定までに確立			
3.2.3 廃	棄物の少ない都市の	D実現							
旧計画	○札幌市が処理す までに1998年度					することによ	、り、2014年度	(平成26年度)	
○札幌市が処理する廃棄ごみ量を、ごみ発生抑制・リサイクルを促進することにより、2014年度までに1998年度の実績より15%以上減量します。なお、今後改定する「一般廃棄物処理基本計画」において、新たな目標を設定します。									

		最新年值		基	準年等	目標			
	定量目標項目	年	数值	年	数值	2006年	2010年	2017年	
札幌市か	札幌市が処理する廃棄ごみ量		856千トン	実績 1998年	870千トン	_	-	15%以上減 731千トン以下 (2014年)	
3.2.4	良好な水環境を保全で	する都市の	性進						
旧 計 画 ○公共用水域における水質汚濁に係る環境基準を達成し維持する。									
改定計画	○公共用水域における水質汚濁に係る環境基準を達成し維持します。 ○2000年度の地下水揚水量約4,000万m³を基準として、2017年度までに年間揚水量を約700万m³削減します。 ○多自然型河川の整備延長を、当面2006年度に11kmとすることを目標とします。2006年度以降の目標については、達成状況に基づき新たに設定します。								
	竟基準達成率 目達成率)	2003年	96.2% (25/26地点)	1997年	100% (26/26地点)		100%		
	竟基準達成率 境項目(BOD) 達成率)	2003年	93.3% (14/15地点)	1997年	86.7% (13/15地点)		100%		
	意基準達成率 キシン類(水質))	2003年	100% (4/4地点)	1997年			100%		
	意基準達成率 キシン類(底質))	2003年	100% (4/4地点)	1997年	_		100%		
地下水揚		2002年	3,553万 m ³	1997年	3,913万m³	_		約700万m ³ 減 約3,300万m ³	
多自然型	型河川の整備延長	2003年	8,580m	1997年	6,400m	11km	新たり	こ設定	
3.2.6	うるおいと安らぎのな	ある都市の	実現						
旧計画	回 ○2017年度(平成	29年度)に	おける市民1人	当たりの公	園緑地面積を40)㎡にするこ	とをめざす。		
改定計画	26.4m ² にするこ ○多自然型河川の ては、達成状況 ○市民との協働に については、達 ○札幌が好きな理 とを目標としま	整備延長を に基づき新 よる植樹本 成状況に基 由として「	、当面2006年月 たに設定します 数を、当面200 づき新たに設定 緑が多く自然が	-。(再掲) 6年度に11,0 Eします。 ^ド 豊かだから	00本とすること 」を挙げた人の	とを目標とし の割合を、 🕯)ます。2006年 当面2006年度に	度以降の目標	
市民1人	当たりの公園緑地面積	2003年	25.4m ² /人	1997年	21.6m ² /人	26.4m ² /人	_	40m ² /人	
	河川の整備延長 (再掲)	2003年	8,580m	1997年	6,400m	11km	新たり	こ設定	
市民との)協働による植樹本数	2003年	9,189本	1997年	12,747本	11,000本 新たに設定		こ設定	
	きな理由として「緑が多く自 だから」を挙げた人の割合	2003年	31.7%	1997年	34.8%	40% 新たに設定		こ設定	
3.2.7	健康で安心して生活で	できる都市の	の推進						
旧計画	旧計画								
改定計画	○大気環境に係る環境基準を達成し維持します。 ○有害大気汚染物質指針値を達成し維持します。 ○地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成し維持します。 ○土壌汚染に係る環境基準を達成し維持します。 ○有害物質取扱事業場における新たな地下水汚染を0件とします。 ○騒音に係る環境基準を達成し維持します。								
	大気環境基準達成率 (二酸化硫黄)	2003年	100% (8/8地点)	1997年	100% (9/9地点)		100%		
一般大	大気環境基準達成率 (二酸化窒素)	2003年	100% (11/11地点)	1997年	100% (9/9地点)		100%		
気環境	大気環境基準達成率 (浮遊粒子状物質)	2003年	100% (10/10地点)	1997年	100% (9/9地点)		100%		
	大気環境基準達成率 (光化学オキシダント)	2003年	0.0% (0/10地点)	1997年	0.0% (0/9地点)		100%		

春日日極盛日		最新年值		基準年等		目標		
	定量目標項目	年	数值	年	数值	2006年	2010年	2017年
	大気環境基準達成率 (ベンゼン)	2003年	100% (5/5地点)	1997年	-		100%	
化学 物質	l		100% (10/10地点)	1997年	_	100%		
	有害大気汚染物質指 針値達成率	2003年	100% (5/5地点)	1997年	-	100%		
地下水環 (概況調	環境基準達成率 査)	2003年	90.4% (47/52地点)	1997年	100% (52/52地点)	100%		
	環境基準達成率 戸周辺地区調査)	2003年	54.5% (12/22地点)	1997年	100% (6/6地点)	100%		
	環境基準達成率 ニタリング調査)	2003年	48.6% (35/72地点)	1997年	58.3% (21/36地点)		100%	
	環境基準達成率 キシン類)	2003年	100% (3/3地点)	1997年	_		100%	
	意基準達成率 キシン類)	2003年	100% (11/11地点)	1997年	_		100%	
土壌汚茅			ろ土壌汚染は こっていません	1997年	_		100%	
	質取扱事業場における b下水汚染件数	2003年	0件	1997年	_	0件		
騒音環境 (一般環	竟基準達成率 境)	2003年	88.9% (16/18地点)	1997年	75.0% (15/20地点)	100%		
3.3.1	環境教育・学習活動の	り推進						
旧計画	動 設定なし							
改定計画	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	に基づき新 への札幌に	たに設定します	- 0				
環境関連	車施設利用者数	2003年	1,270千人	1997年	1,253千人	1,400千人 新たに設定		
環境教育 状況	育・学習への取り組み	-	-	_	-	的確に把握・評価するための手法や体 制等を次期計画改定までに確立		
3.3.2	市民・企業・活動団体	本等の環境	保全・創造活動	めが推進				
旧計画	町 設定なし							
改定計画	②省エネルギーや省資源を実践している市民の登録者数を、2006年度に10万人とすることを目標とします。 ○環境マネジメントシステム等導入事業所数を、当面2006年度に300件とすることを目標とします。2006年度 以降の目標については、達成状況に基づき新たに設定します。 ○市民・企業・活動団体等における環境保全・創造活動全般を総合的に支援するための情報提供の仕組みや市 民・企業・活動団体等の環境コミュニケーションの状況を的確に把握・評価するための情報収集の体制等を 次期計画改定までに確立します。						す。2006年度 の仕組みや市	
	・省資源行動を実践し 5民登録者数	2003年	_	1997年	_	10万人	-	_
導入事	環境マネジメントシステム等 導入事業所数(ISO14001、 HES、エコアクション21等)		75件	1997年	0件	300件	新たり	こ設定
合的に対している。	環境保全・創造活動全般を総合的に支援するための情報提供の仕組みや環境コミュニケーションの状況を的確に把握・評価するための情報収集の体制等		-	-	-	次期計画改定までに確立		に確立
3.3.3	環境保全・創造に寄り	する産業・	や技術の振興					
旧計画	設定なし							
改定計画	■ ○札幌独自の環境	関連製品や	リサイクル技術	手の認定制	度を次期計画さ	 改定までに鏨	を備します。	
	自の環境関連製品やリ レ技術等の認定制度	-	_	-	-	次其	別計画改定まで	に整備

(2)環境指標一覧

	環境指標項目			最新年值		
	垛	年	数値	方向		
3.1.1 地球温暖化の防	止					
二酸化炭素排出量			2000年	1,070万tCO2	減少	
産業部門二酸化炭素排出量	e. E	2000年	85万tCO ₂	減少		
民生(業務)部門二酸化炭	炭素排出量		2000年	300万tCO2	減少	
民生(家庭)部門二酸化炭	炭素排出量		2000年	348万tCO2	減少	
運輸部門二酸化炭素排出量	e. E		2000年	307万tCO2	減少	
廃棄物部門二酸化炭素排出	出量		2000年	25万tCO ₂	減少	
メタン排出量			2000年	16万tCO2	減少	
一酸化二窒素排出量			2000年	13万tCO ₂	減少	
代替フロン等排出量			2000年	6万tCO2	減少	
二酸化炭素吸収・固定化量	il i		2003年	6千tCO2/年	増加	
3.1.2 森林機能の保全	と育成					
森林面積			2003年	70,657ha	増加	
森林蓄積量			2003年	8,598∓m³	増加	
3.1.3 酸性雨(雪)の	防止					
工場・事業場の大気汚染物	勿 質排出量	硫黄酸化物	2002年	1,417 ± m³ _N	減少	
			2002年	1,972∓m³ _N	減少	
自動車からの窒素酸化物排	非出量		2002年	14,797トン	減少	
酸性雨pH	· ·		2003年	4.85	上昇	
3.1.4 オゾン層の保護						
フロン回収・破壊量			2001年	24,018kg	増加	
3.2.1 エネルギーを有	効に利用する都市	の実現			174	
電気・ガス使用量	電灯・電力使用量		2003年	7,598百万kWh	減少	
	都市ガス需要量		2003年	243,961千m³		
自動車のエネルギー使用量			2002年	1,146千kl	減少	
雪処理施設による雪処理害			2003年	12.4%	増加	
市民省エネルギー行動実施			2003年	2.88	上昇	
		清掃工場における熱回収量)	2003年	6.894TJ	増加	
3.2.2 環境低負荷型の			2000 1	0,00111	1876	
自動車からの二酸化炭素排		·	2002年	293万tCO ₂	減少	
自動車のエネルギー使用量			2002年	1,146千kl	減少	
日勤年リーイル (区川国	ガソリン使用量		2002年	611千kl	減少	
	軽油使用量		2002年	535千kl	減少	
市内各輸送機関別乗車人員			2003年	1,278千人/日	増加	
用于TI + M 达 成 内 加 木 平 八 5	地下鉄		2003年	559千人/日	増加	
	路面電車		2003年	20千人/日	増加	
	バス		2003年	304千人/日	増加	
	1 / 1/1					
	IR		90034±			
	JR タクシー・ハイ	7-	2003年	179千人/日 216千人/日	増加	
白転市駐市根佐乳次早	JR タクシー・ハイ	?—	2003年	216千人/日	増加	
		?—	2003年 2003年	216千人/日 42,335台	増加増加	
12時間平均交通量	タクシー・ハイ	7—	2003年 2003年 1999年	216千人/日 42,335台 18,220台/12h	増加増加減少	
12時間平均交通量 混雑度1.25以上の地点割合	タクシー・ハイコ	?—	2003年 2003年	216千人/日 42,335台	増加増加	
自転車駐車場施設容量 12時間平均交通量 混雑度1.25以上の地点割合 3.2.3 廃棄物の少ない	タクシー・ハイコ	P—	2003年 2003年 1999年 2003年	216千人/日 42,335台 18,220台/12h 33.3%	増加増加減少減少	
12時間平均交通量 混雑度1.25以上の地点割合	タクシー・ハイコ		2003年 2003年 1999年	216千人/日 42,335台 18,220台/12h	増加増加減少	

(型基本基本研究) 口			最	めざす	
	環境指標項目		年	数值	方向
埋立処分量			2003年	276.0千トン	減少
不法投棄件数		2003年	346件	減少	
リサイクルプラザの補修。	品展示件数(家具・	自転車等)	2003年	687件	増加
移動食器洗浄車(アラエ・	ール号)利用実施へ	イベント数	2003年	22団体	増加
3.2.4 良好な水環境を	保全する都市の推	推進			
不透水面積率			2002年	33.74%	減少
生活排水処理率			2003年	99.10%	増加
浸透式下水道整備面積			2003年	261ha	増加
3.2.5 豊かな自然環境	に包まれた都市の)実現			
森林面積 (再掲)			2003年	70,657ha	増加
森林蓄積量 (再掲)			2003年	8,598∓m³	増加
市民の森指定面積			2003年	407.5ha	増加
都市環境緑地(公有化)	面積		2003年	368.0ha	増加
野生動物生息状況	シロザケ遡上確	認数	2003年	1,350匹	増加
	定例探鳥記録確	認種数	2003年	119種類	増加
3.2.6 うるおいと安ら	ぎのある都市の実	 現			
緑化関連指定面積	緑地保全地区指	定面積	2003年	47.6ha	増加
	風致地区指定面	積	2003年	3,597.2ha	増加
	緑化推進地区指	地区指定面積		862.0ha	増加
道路植栽状況	植栽道路延長		2003年	1,373.5km	増加
	街路樹本数		2003年	804,975本	増加
指定文化財数			2003年	24件	増加
市民農園面積			2003年	13.2ha	増加
3.2.7 健康で安心して	生活できる都市の)推進			
工場・事業場の大気汚染物	物質排出量 (再掲)	硫黄酸化物	2002年	$1,417$ \pm m^3 N	減少
		窒素酸化物	2002年	$1,972$ $+m^3$ N	減少
自動車からの窒素酸化物技	非出量(再掲)		2002年	14,797トン	減少
地下水位	中島公園観測局	(扇状地)	2003年	19.36m	上昇
	北発寒観測局A	(低地)	2003年	-9.93m	上昇
特定化学物質の環境への持	非出量		2002年	7,498トン	減少
3.3.1 環境教育・学習	活動の推進				
こどもエコクラブ加入者	b		2003年	291人	増加
環境教育関連事業実施数	市民	参加型環境教育関連事業実施数	2001年	109事業	増加
	企業	参加型環境教育関連事業実施数	2001年	2事業	増加
環境教育リーダー制度利用	用者数		2003年	1,019人	増加
ホームページアクセス件数	a		2003年	23,512件	増加
3.3.2 市民・企業・活	動団体等の環境保	保全・創造活動の推進			
環境保全アドバイザー制度	度利用者数		2003年	1,741人	増加
環境関連活動団体数			2003年	113団体	増加
3.3.3 環境保全・創造	に寄与する産業や	技術の振興			
環境関連サービス事業所	<u></u>		2003年	92社	増加
3.3.4 地球環境保全に	向けた国際的連携	善き・協調関係の形成			
国際協力事業実施状況	JICA	研修生受入人数	2003年	63人	増加
	JICA	研修コース設定数	2003年	8	増加

10 図表一覧

序章	章	lwloo.	用の木井石珠の木仏 (1001 - 2000年の
		図22	世界の森林面積の変化(1991~2000年の 計)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図1	計画の対象とする環境保全の分野 ・・・・・・3	เพียว	
第	1章	図23	札幌市内の森林蓄積量及び二酸化炭素 吸収・固定化量の推移・・・・・・・40
図2		₩19.4	
	地球環境問題の相互関係・・・・・・・8	図24	3.1.2施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
図3	世界人口の推移と予測・・・・・・・10	図25	酸性雨発生の仕組み・・・・・・・・・43
表1	国際的な取り組みの主な内容・・・・・・・11	図26	酸性雨調査結果(年平均)の経年変化・・43
表2	日本の取り組みの主な内容・・・・・・・13	図27	3.1.3施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図4	札幌市の人口の推移と予測・・・・・・・15	図28	世界のオゾン全量分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図5	1世帯当たり月別家庭用灯油・プロパン	図29	日本におけるオゾン全量の推移・・・・・・・46
	ガス・都市ガス使用量の推移(2001年3月	図30	3.1.4施策体系図
ज्यि व	~2002年2月)········16	⊠ 31	第3.2節体系図・・・・・・・・・・・49
図6	電灯・電力使用量の推移 ・・・・・・16	図32	日本における一次エネルギー供給の
第	2 章	₩.o.o	推移
		図33	日本における最終エネルギー消費量の
図7	環境基本条例と環境基本計画の関係・・・・・20	E a	推移
図8	「環境文化都市」の実現に向けた環境	図34	札幌市内の最終エネルギー消費量及び
	都市像24	—	1人当たり最終エネルギー消費量の推移・50
図9	環境都市像の実現に向けた基本的考え方と	図35	1世帯当たり灯油使用量の推移・・・・・・51
	具体的施策の関係 ・・・・・・・26	図36	札幌市内の最終エネルギー消費量の
笙	3 章		部門別構成比 (2000年)51
		図37	3.2.1施策体系図・・・・・・53
図10		図38	エネルギーを有効利用する都市づくりの
図11			イメージ55
	関係31	図39	市内各交通機関別乗車人員の推移・・・・・56
図12		図40	札幌市の車種別自動車保有台数と
図13			1人当たり自動車保有台数の推移57
図14		図41	札幌市の発生源別窒素酸化物排出量・・・・57
図15		図42	二酸化窒素に係る環境基準達成状況の
図16			推移57
	(2000年) · · · · · · · 34	図43	騒音に係る環境基準の達成状況・・・・・・57
図17		図44	騒音に係る要請限度の達成状況の推移・・57
	当たり二酸化炭素排出量の推移35	図45	札幌及び全国のディーゼル化率の推移 …58
図18	札幌市内の二酸化炭素排出量の部門別	図46	低公害車普及台数と自動車1万台
	構成比(2000年)・・・・・・・・・・・35		当たりの低公害車普及台数の推移58
図19	札幌市内の二酸化炭素以外の温室効果	図47	3.2.2施策体系図・・・・・・・・・・・・60
	ガス排出量の推移 ・・・・・・35	図48	廃棄ごみ量と家庭ごみ1人1日当たり
図20	身近に取り組める地球温暖化防止対策		排出量の推移 ・・・・・・・・63
	の例37	図49	リサイクル量及びリサイクル率の推移・・63
図21	3.1.1施策体系図・・・・・・38		

図50	家庭ごみの組成(2003年度家庭系一般	図73	騒音に係る環境基準達成状況の推移 ・・・・89
	廃棄物組成調査)64	図74	苦情件数の推移 ・・・・・・89
図51	事業系一般廃棄物の組成(1997年度	図75	3.2.7施策体系図・・・・・・92
	事業系資源ごみ実態調査)・・・・・・・64	図76	第3.3節体系図 · · · · · · · 94
図52	産業廃棄物排出量の推移 ・・・・・・・64	図77	環境関連施設利用者数の推移95
図53	産業廃棄物種類別の処分後の状況	図78	環境教育リーダー制度利用状況の推移・・95
	(1998年度) · · · · · · · 64	図79	3.3.1施策体系図・・・・・・・・・・・・97
図54	3.2.3施策体系図66	図80	環境マネジメントシステム等導入事業所
図55	札幌市における水の流れ(概要図)・・・・69		数の推移99
図56	健康項目及び生活環境項目(BOD)の	図81	環境保全アドバイザー制度利用状況の
	環境基準達成状況の推移70		推移99
図57	地下水揚水量の推移70	図82	3.3.2施策体系図・・・・・・・・・・・101
図58	3.2.4施策体系図・・・・・・72	図83	3.3.3施策体系図・・・・・・・・・・・104
図59	「3.2.5 豊かな自然環境に包まれた都市の	図84	3.3.4施策体系図・・・・・・・・・・・108
	実現」と「3.2.6うるおいと安らぎのある		
	都市の実現」で対象とする範囲75	第 4	章
図60	森林面積の推移76	図85	環境保全のための市民の行動例 ・・・・・112
図61	札幌市の植生自然度の分布 ・・・・・・76	図86	地域分類図121
図62	植生区分別の割合 ・・・・・・77		
表3	市民の森の指定状況・・・・・・77	第5	章
図63	3.2.5施策体系図・・・・・・・・・・・・・79	図87	計画の実効性の確保に向けて128
図64	市街化区域の緑被率(1996年度)・・・・・81	図88	参加・協働のプロセスの考え方128
図65	公園緑地面積及び1人当たり公園緑地	図89	市民・企業・行政の協働による計画の
	面積の推移82		推進体制129
図66	多自然型河川の整備延長の推移・82	図90	札幌市環境保全会議の仕組み130
図67	街路樹本数及び植栽道路延長の推移 ・・・・82	表4	方向別の段階 ・・・・・・131
図68	3.2.6施策体系図・・・・・・84	図91	環境基本計画と戦略的施策プログラムの
図69	一般大気環境に係る環境基準達成状況の		関係133
	推移86	図92	戦略的施策プログラムの体系図135
図70	ベンゼンの環境基準達成状況の推移・・・・87	図93	環境基本計画におけるPDCA
図71	主な水準点における累積沈下量 ・・・・・・88		サイクル ・・・・・・136
図72	地下水に係る環境基準達成状況の推移・・88	図94	計画の点検・評価の手順 ・・・・・・137

札幌市環境基本計画

2005年3月発行

企画・編集

札幌市環境局環境事業部計画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 電話 011-211-2912 FAX 011-218-5108

ホームページ http://www.city.sapporo.jp/kankyo/



